

年休権本人訴訟不当判決に対する抗議声明

2月17日、大阪地裁第5民事部は、『年休権本人訴訟』令和元年（ワ）第8417号損害賠償事件に対して不当にも原告の訴えを棄却するという判決を下した。

この裁判は、私達だけではなく、労働者が有給休暇（年休）を行使するという当然の権利を守る闘いであった。

大阪交番検査車両所で発生した事件は、組合員が追加年休を請求した直後に会社は「年休出ます」と言っておきながら、前日になって「年休が出ない」と言ってきたことだ。

この裁判の争点は「年休の発給を約束していながら、前日になって年休取得を認めなかったことが適法か否か」「会社は年休取得に対して取れるように配慮したのか否か」だ。

最高裁・白石宮林署事件判決では「使用者は労働者が有給休暇享受を妨げない不作為義務を負っている」と判示し、さらに最高裁・弘前電報電話事件判決では「労働者が指定した時期に休暇が取れるように状況に応じて配慮する義務まで求められている。」ことも判示されている。

しかし、大阪地裁第5民事部は、労働者の権利を無視した不当判決を下した。労働者の年休権がそんなに軽視されていいものか。

この裁判の中で明らかになったことは、組合員が団体交渉のために追加年休を申請した日、以降に会社が「業務研究会議」を設定したことだ。

会社は団体交渉に出席させないために、あえて会議を設定したのである。

まさにJR東海労に向けられた攻撃である。

私たちは労基法や就業規則、判例なども勉強しながら、また裁判傍聴の取り組みを行いながら、この裁判闘争を闘ってきた。

そして、私たちはJR東海労の組織強化を勝ち取ってきた。

裁判を最先頭で闘ってきた柳楽さんに敬意を表すと共に裁判闘争を支えていただいた全国の仲間の皆さんに感謝を申し上げる。

私たちは、この不当判決に怯むことなく、さらに職場からの闘いを前進させ、裁判闘争を闘っていく。

2022年2月17日

JR東海労新幹線関西地方本部

JR東海労大阪車両所分会